

1 趣旨

平成20年10月に26名の死傷者を出した大阪市の個室ビデオ店の火災等を踏まえて、個室ビデオ店等の避難安全の向上を目的として横浜市建築基準条例の一部改正を行います。「個室ビデオ店等」を建築基準法における「遊技場」に位置づけ、避難規定に関する技術基準の強化や用途変更、定期報告などの諸手続きの義務化を図ります。

また、「個室ビデオ店等」に関する規定以外の改正として仮設建築物に関する規定について、建築基準法との整合を図り制限の緩和を行います。

2 改正の内容等

(1) 規制対象

ア 対象(第14条 追加、第43条の2 新規)

- 建築物：廊下が狭く、避難経路が複雑な用途上の特性を持つ次のア～エの用途に該当し、個室(周囲を壁、天井、戸等で区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室)を有する建築物を対象とします。
- 規模：「個室ビデオ店等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの」に限ります。

(ア) 個室ビデオ店	( 19 施設)
(イ) カラオケボックス	(133 施設)
(ウ) インターネットカフェ・漫画喫茶	( 56 施設)
(エ) テレフォンクラブ	( 3 施設)

「個室」を有するものに限ります。

※ ( ) 内は、平成23年3月時点で市内に存在する施設数

(2) 個室ビデオ店等の避難規定に関する技術基準

ア 居室の廊下の幅(第43条の2 新規)

客が利用する廊下について、避難上の安全性を確保するため、両側に個室がある廊下の幅は1.2m以上、その他の場合は0.9m以上とすることを規定します。

イ 2以上の直通階段の設置(第43条の3 新規)

火災等の避難時に、1つの経路が遮断された場合でも、異なる経路で安全に避難できるよう、個室を有する階から地上に通ずる2以上の直通階段を設けることを規定します。

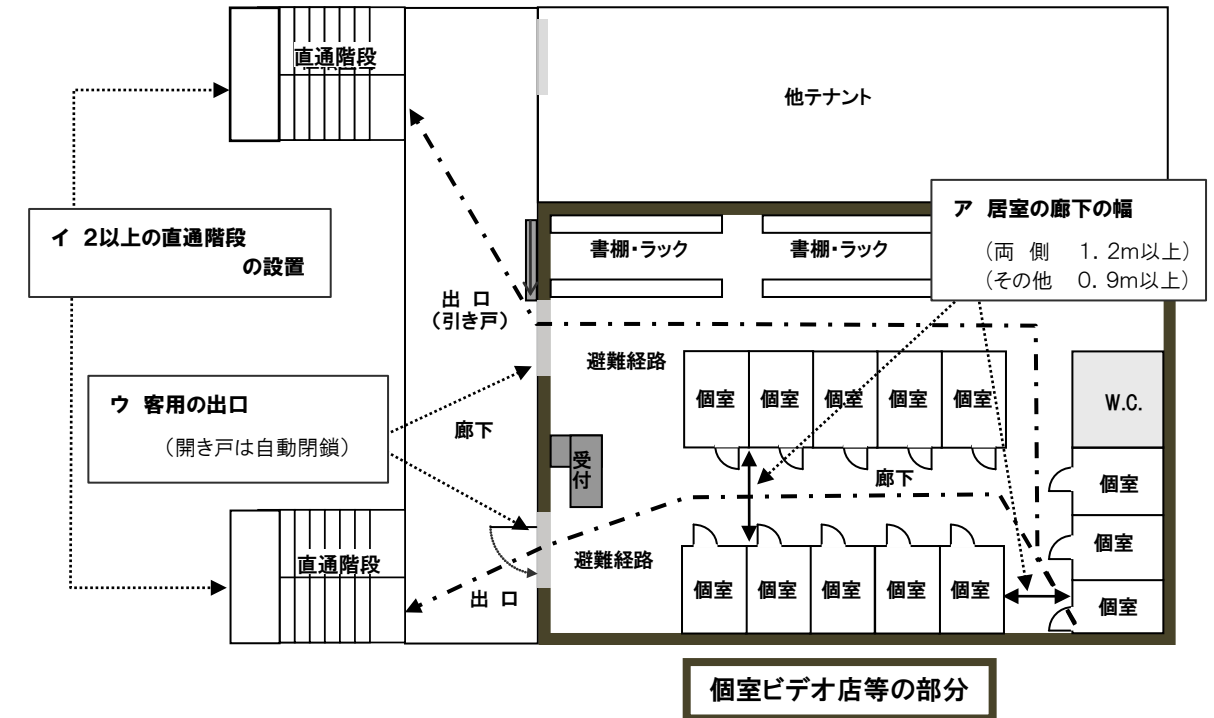
また、2以上の直通階段を設けた場合、居室から直通階段に至る経路に重複区間がある場合は、その重複区間について、一定の距離以下となるよう規定します。

なお、これらについては、避難上有効なバルコニーを設置する等、一定の要件を満たす場合について適用除外の規定も設けます。

ウ 客用の出口(第43条の4 新規)

1箇所の出口に客が集中することによる混乱防止や2方向の避難を確保するために、店舗の出口は、廊下又は屋外等に面して2箇所以上設置することを規定します。

また、店舗の出口における外開きの戸については、避難時に開放された状態により、廊下等の幅員を狭め、避難上支障となる可能性があるため、開放した場合でも自動的に閉鎖する構造となるよう規定します。



(3) 罰則の適用等

ア 本条例の罰則の適用(第58条 追加)

本条例改正事項に違反した場合、50万円以下の罰金とする規定を設けます。

イ 既存の規定の適用について(第53条の6ほか 追加)

新たに規定した「個室ビデオ店等」に対して、既存条文の規定が適用されることを明記します。

(4) 条例改正にともなう建築基準法の適用など

ア 技術基準の強化：排煙、非常用照明、内装制限の諸規定の適用

イ 手続きの義務化：個室ビデオ店等へ用途変更する場合の確認申請手続きの義務化

建築物を適切に維持管理してもらうための定期報告手続きの義務化

(横浜市建築基準法施行細則の改正(予定)により対象建築物に指定)

(5) 業界関係からのご意見

改正の概要に関して業界3団体に説明を行ったところ、概ねご理解を頂きました。その後、対象となる211施設に対しても個別に文書を送付してご意見を伺ったところ、4施設からは、対象用途からの除外や2箇所以上の出口の設置についてご意見を頂きましたが、全体としてはご理解を頂いていると認識しております。

3 個室ビデオ店等に関する規定以外の所要改正(第55条 追加)

仮設建築物に関する下記の条例の規定について、建築基準法との整合を図り、制限の緩和を行います。

(1) 敷地と道路の関係に関する規定

(2) 耐火建築物としなければならない規定

4 施行期日(予定)

平成24年12月1日から施行します。